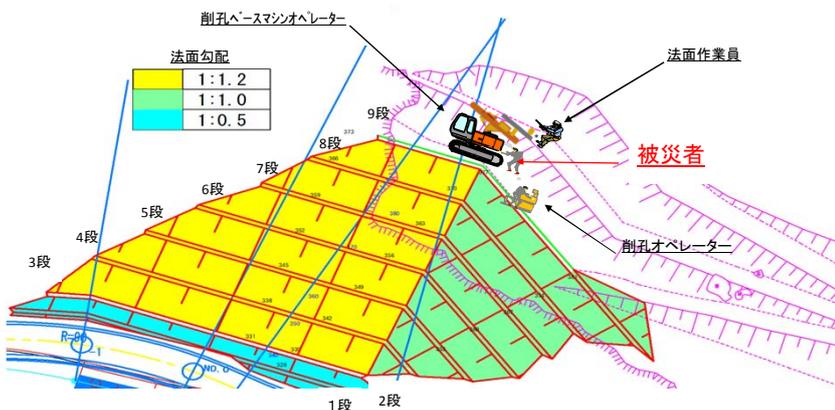


事故種類	労働災害	発生日時	平成28年12月6日10時30分	事故当事者	1次下請け
事故区分	その他	年齢性別	63歳 男性	職種	法面工
被災程度(全治)	左環指切断(休業1日・2ヶ月の局部安静)				
事故概要	被災者は、法面に鉄筋を挿入する作業を実施していた。削孔機に鉄筋挿入ロッドの取り付けを行っており、ロッドを手を持って削孔機のドリフター(回転部)先端のロッドカップリング内に装着する際に、ドリフターを回転させた状態で作業を行ない、装着後、ロッドから手を離そうとしたが手袋がロッドに引っかかり、手袋と指が巻き込まれ指を切断した。				
事故原因等	被災者は、削孔機に鉄筋挿入ロッドを取り付ける際にドリフター(回転部)を回転させた状態で作業を行い、ロッドに手袋と指が巻き込まれ指を切断した。ロッド交換作業においては、作業手順書に記載のとおり、ドリフター(回転部)が停止した状態で作業をする必要があったが、作業手順書を遵守されていないため、発生した事故。				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> 削孔機のパトライトを見やすいように改良し、改良に伴う作業手順書の見直し。 作業手順書(ロッド交換時のドリフター(回転部)の停止)の遵守の徹底。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> 作業手順書(ロッド交換時のドリフター(回転部)の停止)の遵守の徹底。 				

事故状況図



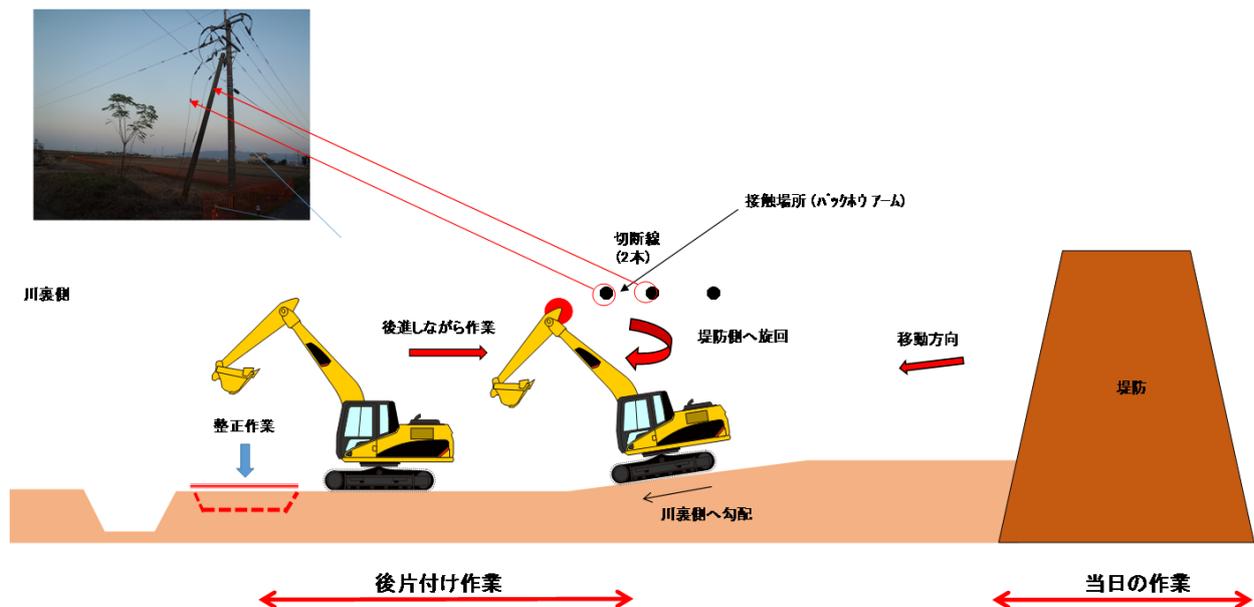
改善策



作業者と削孔オペレーター両方が機器の状況を確認できるようにパトライトを移動式に改良し、事故防止に努める。

事故種類	公衆災害	発生日時	平成28年12月8日 16時45分	事故当事者	1次下請け
事故区分	切断	年齢性別	50歳男性	職種	オペレーター
被災程度(全治)	第三者への被害無し				
事故概要	<p>一次下請けのバックホウオペレーターが、元請けより指示された堤防掘削(樋管本体床掘含む)の当日作業が終わり、周辺の後片付けを行っていた。その際、オペレーターは堤防川裏側に出来た轍に気づき、整正作業を独自判断により行った際に上空にある警報局の電源ケーブル2本をバックホウアームにて切断した。轍整正については、現場代理人の指示外の作業であり、事故を起こしたオペレーターより監理技術者、現場代理人への事前報告は無かった。また、架空線側の作業であるにもかかわらず、保護カバー、誘導員を配置せずオペレーターだけの作業であった。</p>				
事故原因等	当日の作業予定にない作業であり、監視員がいない状態で作業を行った。				
改善策等	<p>【監視員配置】 ・架空線付近での作業は監視員を配置し、架空線付近での作業は監視員の指示に従い行う。 【防護設備】 ・架空線にカバーを取り付ける。 【KY及び朝礼時の周知徹底】 ・当日の作業予定にない作業を行うときは必ず元請業者に報告をしてから作業を行う。 ・架空線対策を意識したKY活動を協力会社と共に実施する。 【警告表示】 ・オペレーターが一目で確認できる位置に「架空線注意」を立て看板を設置する。</p>				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・当日の作業予定にない作業を行うときは必ず元請業者に報告をしてから作業を行う。 ・架空線防護を事前に実施する。 ・オペレータが視認できる位置に警告看板を設置する。 				

事故状況図



改善策



架空線にカバーを取り付け、注意喚起をする。



オペレーターが一目で確認できる位置に「架空線注意」を立て看板を設置し注意喚起をする。

事故種類	公衆災害	発生日時	平成28年12月26日 13時15分	事故当事者	1次下請
事故区分	切断	年齢性別	61歳,35歳男性 職種	運転手、同乗者	
被災程度(全治)	NTT不通1戸				
事故概要	4tユニックにて、撤去した汚濁防止フェンスを現場外へ搬出中に、一般県道に接近した際、架空線(NTT)を支える吊り線ワイヤーと4tユニックのブームが接触し、吊り線ワイヤーを引っ張りずれが生じた際にNTT線(電話線・光ケーブル)を損傷、スパイラルハンガー及び引っ張り線を切断した。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニック車へ汚濁防止フェンスを積み込み後、搬出する際にブームを完全に格納することなく走行した。 ・単管による高さ制限ゲートを設置していたが、大型車両退出後工期末近くであったため、単管の再設置を行わず、トラロープに変更していた。 ・誘導員が不在中(昼休み)に搬出した。 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> ・ブーム格納完了については、必ず複数人にて確認を行う。 ・新規入場者教育資料に上空架空線に対する注意喚起を追記するとともに、1人KY活動表に公衆災害防止に関するチェック項目を追記する。 ・高さ制限ゲートは、接触した際に運転手等が確実にわかるように、工期末まで単管等堅固なもので設置する。 ・搬出する際は、必ず誘導員を配置したうえで誘導員の指示に従い搬出するよう徹底する。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・ブーム格納完了については、必ず複数人にて確認を行う。 ・高さ制限ゲートは、接触した際に運転手等が確実にわかるように、工期末まで単管等堅固なもので設置する。 ・新規入場者教育資料に上空架空線に対する注意喚起を追記するとともに、1人KY活動表に公衆災害防止に関するチェック項目を追記する。 				

事故状況図



事故発生時のイメージ



高さ制限ゲート(トラロープ)破損状況

改善策

<p>新規入場者教育資料(送り出し教育) (直さんへ)</p>	
<p>礼・ラジコ体験 日時 7時00分(全員参加にて) 除子活動 毎日 朝礼(作業班毎にて) 安全点検(運転席乗員) 作業前(作業主任者・有資格者にて) 地安全パトロール 毎日 午前 午後(安全担当・現場代理人) 集結時の片付け・清掃 毎日 作業終了10分前(職員・作業員) 集打合わせ 毎日 3時00分より(職員・元請職員) 安全会 普通/復旦日祝時(全員参加にて) 集打合わせ 普通/金曜日 13時00分より(職員・元請職員) 集結時の片付け・清掃(工程打合せ) 毎日 1時(社長、下請担当、引張職員)</p>	<p>当作業所安全厳守事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 提出書類は必ず提出すること。(新規入場者教育報告・資格者の写し) 2. 朝礼、危険予知活動等には必ず参加すること。 (危険予知活動は作業前に行い、記録用紙を記録簿から提出して作業開始すること。) (作業は必ず決められた作業手順で行い、「自分勝手な手順」や「なれ」による作業はしない。 (各作業手順書を熟知し、作業手順書知識を行うこと。)) 3. 保護帽を着用し必ず正しく着用し、空回、空踏では常に安全帯を着用すること。 (作業中に進んだ服装・必要な保護具を着用すること。) 4. くわえかたでの作業及び通行はしないこと。搬物は指定された場所で行うこと。 (90°以上の角度は、火の始発を確実に取り入れに於てである。空踏等には絶対入れない。) 5. 搬物・休憩所・倉庫の整理整頓は常に、空回、不整物、可燃物、可燃物は各箇所に片付けを行うこと。 (各人にて現場に持ち込んだ物、弁当カゴ等のゴミは、各人で持ち帰って処分すること。) 6. 前指を必要とする作業は必ず有資格者で行うこと。 (前指時、前指作業は絶対行わない、資格者は作業前本を携帯すること。) 7. 職員は作業前の体調を把握し、不調なものは出勤させない。 (職員は、毎朝作業前に作業員の体調を確認し、不調なものは、休憩・帰宅等の処置を行うこと。) 8. 安全設備・安全装置は必ず点検すること。作業開始前に必ず点検し、片付けを行うこと。 (やむをえず安全設備・安全装置等を動かした時は、作業終了時に、必ず点検すること。) 9. 車輪系設備、ワイヤー等は始業前点検を行い、点検表を提出すること。 (職員は、有資格者等と確認してワイヤーの点検を行うこと。) 10. 現場入退場時(集結145号)は、一前車周、歩行者の通行を優先させること。 (公道では、交通ルールを厳守すると共に、現場内では、後方にて通行すること。) 11. 安全設備・安全装置は必ず点検すること。作業開始前に必ず点検し、片付けを行うこと。 (トイレ掃除は、各作業班毎にトイレ掃除を行うこと。) 12. クレーン機内・吊り線の下方の危険箇所には、絶対入らないこと。 (作業開始前にクレーン作業班は、集結パトロールにて正しい作業区分の標示を行うこと。) 13. 搬物は、住宅地に近接している。振動、騒音に注意して作業すること。 (建設機械の低速移動・アイドリングストップの実施、パワットの着し直し・エンジンストップの空回なし、ダンクトラックの前後の打撃音・無駄なクラクションを控えなければならないこと。) 14. 地味住居の近接した現場では、騒音・振動を抑制すること。不調なものは、元請職員へ報告すること。 (騒音・振動抑制は、作業班毎に実施すること。) 15. 事故は発生しないことを目指す。事故発生時は、必ず報告し、報告書の提出を怠らないうこと。 (事故発生時は、必ず報告し、報告書の提出を怠らないうこと。事故発生時は、必ず報告し、報告書の提出を怠らないうこと。)



新規入場者教育資料に「上空架空線」に対する注意喚起を追記

高さ制限ゲートを単管にて設置